

# 3

## 避難所 開設と運営 別冊ガイド

**1** 開設準備 **2** 運営 → 補足解説 **3**

本書では、「開設準備」と「運営」マニュアルでは省略している、理由、根拠、判断が必要な場合の対応について、補足解説をしています。



松戸市 六実第二小学校 避難所運営委員会  
2026 年 8 月 4 日

# 目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1 章 運営委員が避難所に向かうまで .....      | 3  |
| 1. 避難所運営の基本原則 .....           | 3  |
| 2. 避難所運営委員が自宅すべきこと .....      | 4  |
| 3. 運営委員が避難所へ持って行くもの .....     | 5  |
| 4. 参考:震度別体感、屋内外の状況 .....      | 7  |
| 2 章 開設準備（受付開始前まで） .....       | 8  |
| 1. 避難者が集まり始めるタイミングの傾向 .....   | 8  |
| 2. 避難所開設準備を始めるための人数 .....     | 9  |
| 3. 災害発生時間帯ごとの避難所開設対応 .....    | 9  |
| 4. 受付が必要な理由 .....             | 10 |
| 5. 体育館は土足厳禁 .....             | 11 |
| 6. ペット同伴不可の理由 .....           | 12 |
| 7. 補助犬の同伴が可能な理由 .....         | 13 |
| 8. 災害時のトイレの必要台数 .....         | 14 |
| 9. 近隣避難所の開設状況確認方法 .....       | 15 |
| 10. 連絡先 .....                 | 19 |
| 8 章 避難所の目的、体制 .....           | 21 |
| 1. 避難所の目的と役割 .....            | 21 |
| 2. 避難所開設と運営の基本方針 .....        | 21 |
| 3. 災害時の松戸市の体制と役割 .....        | 21 |
| 4. 避難所運営委員会の役割 .....          | 21 |
| 5. 「平常時」と「災害時」の避難所運営委員会 ..... | 22 |
| 6. 本資料の位置づけ .....             | 22 |
| 7. 参考資料 .....                 | 22 |
| 8. 避難所内の役割分担 .....            | 24 |

# 1章 運営委員が避難所に向かうまで

## 1.避難所運営の基本原則

避難所の運営は、避難所運営委員が中心となって避難者と一緒に開設と運営をすることが原則です。

十分な数の協力者がいない場合は、避難所運営委員の少人数だけで無理をして開設・運営を行おうとせず、避難者の協力を得ながら進めてください。

- **地震などの災害が起きた場合、避難所運営委員も被災者です。**
- **まず、ご自分、ご自宅、ご家族の安全を最優先としてください。**
- もしも外出先で被災した場合は、むやみに移動を開始せず、まずはその場で身の安全を確保してください。周囲の状況や交通インフラの被害状況を確認し、安全に帰宅可能と判断できてから移動してください。
- **ご自身、ご自宅、ご家族の安全が確認できて、ご自身やご家族の状況に余裕があれば、避難所の活動にご協力ください。**

参考:「運営委員も被災者である」という考え方の根拠

運営委員は家が壊れていなくても被災者として扱われます。根拠は下記の通り。

- 防災白書や災害救助法の運用など一般的な防災用語としての「被災者」は、住家被害の有無を問わず、災害によって平常の生活が損なわれた人全般を指して使われます。
- 災害対策基本法第90条の2は「罹災証明書」交付対象を定義していますが、この法律には「被災者」の明文定義はありません。

## 2. 避難所運営委員が自宅すべきこと

### 原則：

- 避難所運営委員も、地震にあったら、**まず自分を守ること！**  
一般の避難者と同様に、**家族と自宅の安全確認**を行う。
- 外出先で災害にあったら、安全な方法で帰宅できる場合のみ移動する。勤務先や一時滞在施設など安全な場所に留まることも選択する。
- **松戸市で震度5強以上**を観測し、自身と家族の安全が確認でき、委員として開設活動を行える状態であれば、避難所へ行く準備をする。

- ☐ 自宅の室内でも靴(または底の厚いスリッパ)を履き、ガラス片などによるけがを防ぐ。
- ☐ ガス機器の元栓、器具栓を閉め、湯沸かし器を止める。(一定の震度以上でガスメーターが自動的に元栓を閉じる。しかし、コンロなど器具側の栓が開いたままだと、後日ガスが復旧した際に漏えい・火災の危険がある。そのため、ガスが出ていなくても器具の栓は閉めておく。)
- ☐ 電気ストーブ、アイロン、トースターなど熱を発生する家電製品に、物が接触していないことを確認する。(停電から復旧した際に、接触物が発火し、火災(通電火災)につながる危険があるため。)
- ☐ 水道の蛇口が落下物によってレバーやハンドルが開いていないか確認する。(断水している場合、水が出ていなくても水栓が開いている可能性がある。断水が復旧した際に水があふれ、室内が水浸しになるのを防ぐため。)
- ☐ 松戸市で観測された震度を、TV、ラジオ、スマートフォン、パソコンの防災情報などで確認する。**松戸市の震度が5強以上**であれば、避難所開設に行く準備をする。
- ☐ 家族の安否を確認し、必要に応じて安全を確保する。
- ☐ 自宅建物の損傷がないか、安全か確認する。
- ☐ 町内会が「安全な場合は黄色いタオルを掲示する」というルールの場合は、黄色いタオルを、外から見やすい場所に出す。六実地区では実施していない町内会もある。

- ☐ 災害の情報(震度分布、電車の運行状況、松戸市の情報)を自宅で TV,ラジオ、PC など、できるだけ収集する。避難所ではテレビやパソコンなどが利用できず、情報収集手段が限られる。
- ☐ 自宅を出る直前に、自宅の水道が出るか確認する。避難所で利用できる水の状況を判断するための参考情報として確認する。(避難所で水が出ても、屋上のタンク(高架水槽)に残っている水である可能性がある。逆に、自宅の水が出ても、水道管に残っていた水であり、時間の経過とともに止まる可能性がある。)
- ☐ 松戸市および、千葉県営水道の断水情報も可能であれば併せて確認する。(2章「10.連絡先」を参照) ただし、災害直後は確認が困難であるので、無理に確認しなくてよい。
- ☐ 避難所の開設作業に参加する場合は、家族に行き先を伝えるか、伝言メモを残す。「3. 運営委員が避難所へ持って行くもの」を参照し、自分が使用するものを準備する。
- ☐ 自宅を無人にして避難所へ行く場合、通電火災防止のため必要に応じてブレーカーを切る。ただし、冷蔵庫などどうしても通電が必要な機器があり安全が確保されている場合を除く。(停電復旧時に、家具の転倒などで断線した配線や、点けたままの電気器具から出火することを防ぐ。)
- ☐ 自宅に鍵をかけて出かける。

### 3. 運営委員が避難所へ持って行くもの

集合の案内はありません。**松戸市で震度 5 強以上**か確認して自主的に避難所に行きます。

避難所に行く場合は、**自分が使用する物を持って行きます。**

原則として、避難者に配布する物を持っていくわけではありません。

#### ケース 1: ご自身およびご家族が避難する場合:

自宅が安全でないために、ご自身およびご家族も避難が必要な場合は、常

備している**避難用のバッグ(非常持出袋)**を持って行く。

### ケース 2: 自宅が安全で、避難所運営委員として避難所へ行く場合:

作業がしやすいように身軽で、かつ長袖・長ズボンなど、手足を保護できる服装がよい。滑りにくく丈夫な靴を履く（ガラス片や瓦礫のある屋外を歩く可能性があるため）。

ケース2の場合、最低限必要な持ち物は以下の通り。

（ケース 1 の場合は、非常持出袋に含まれていない物があれば、下記の持ち物リストも参考にする。）

- ☐ 当面の飲料水（ペットボトル、水筒など）
- ☐ スリッパ、靴を入れる袋（体育館の床を歩くのに必要）
- ☐ ヘルメットまたは防災ずきん
- ☐ 軍手
- ☐ マスク
- ☐ タオル、手ぬぐい等
- ☐ 筆記用具（ペン、メモ帳など）
- ☐ スマートフォン、携帯電話、モバイルバッテリー
- ☐ LED 懐中電灯（両手が使えるヘッドライトが望ましい）
- ☐ 携帯傘（天候悪化に備える）
- ☐ 防寒具、雨具（体育館内は停電で空調が効かない場合がある）
- ☐ 現金（小銭を含む。停電時はキャッシュレス決済が使えない可能性がある）
- ☐ 身分証明書、マイナ保険証
- ☐ 夏季は虫よけ用品
- ☐ その他各個人で使用するもの（虫さされ防止薬、常備薬など）
- ☐ 笛またはホイッスル（閉じ込め等の緊急時用。あると望ましい）
- ☐ 六実六高台地区貸与のトランシーバーを自宅に保管している方は、トランシーバーを持参する

※ 避難所運営に参加している人用のベストは、避難所の防災倉庫にあるので持参不要。

## 4. 参考：震度別体感、屋内外の状況

松戸市では震度 5 強以上を観測した場合を避難所開設の条件としている。  
気象庁の震度別の状況は下記の通り。

「気象庁震度階級関連解説表」平成 21 年 3 月 31 日改訂より抜粋

| 震度  | 人間                                                  | 屋内の状況                                                | 屋外の状況                                                                          |
|-----|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 5 弱 | 大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる                             | 電灯などの吊り下げ物が激しく揺れ、棚の食器類・書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 | まれに窓ガラスが割れて落下することがある。電柱が揺れるのがかかる。道路に被害が生じることがある。                               |
| 5 強 | 大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。               | 固定していない家具の多くが移動し、倒れるものもある。補強されていないブロック塀が崩れることがある     | 窓ガラスが割れて落下することがある。自動販売機が倒れることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 |
| 6 弱 | 立っていることが困難になる。                                      | 固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。                | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。                                                            |
| 6 強 | 立っていることができず、はわないと動けない。揺れにほんろうされ、動くこともできず飛ばされることもある。 | 固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。              | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが倒れる。                                     |
| 7   |                                                     | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。                   | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。                           |

※ 地震の揺れの感じ方は、建物の構造や階数、地盤条件などによって異なる。

## 2章 開設準備（受付開始前まで）

### 1.避難者が集まり始めるタイミングの傾向

松戸市ハザードマップによれば、六実・六高台地域は、地域全体としては津波や洪水による切迫した危険によって避難する必要はない。（内水氾濫リスクの地域はある）

（参照：松戸市やさシティマップ）

過去の大規模地震における避難所運営事例（例：熊本地震、東日本大震災の内陸部避難所データなど）を踏まえると、以下のような避難者の集まり方の傾向が想定される。

- **日中明るい時間帯に大きな地震が発生し、大きな余震が続かない場合：**  
避難者は自宅被害の確認、家族の安否確認に時間がかかるため、地震発生後数時間後に徐々に集まり始める傾向がある。自宅建物に継続して居住できる程度の被害であれば、自宅で様子を見て翌日以降に避難する傾向がある。
- **夜間に大きな地震が発生して停電した場合：**  
暗さのために自宅の被害程度を十分確認できず不安が強まるため、夜間のうちに避難所に来る人が増える傾向がある。
- **余震が長く続く場合や、複数回大きな地震が来る場合：**  
避難者が集まり始めるタイミングが早まり、初期の段階でも人数も多くなる傾向がある。  
※ 津波、洪水が予想される地域では、これとは傾向が異なり、短時間のうちに一斉に避難所に避難してくると想定される。

※注：ライフライン（停電・断水・ガス停止）の状況によっても避難者数は大きく変化する。（例：能登半島地震）

## 2. 避難所開設準備を始めるための人数

- 「避難所の運営は、避難所運営委員がリードして避難者と一緒に開設と運営をする」という原則に立て戻って、行動すること。
- 避難所開設準備のためには、避難所運営委員が最低 2 人と協力者が 3 人(委員でも可)以上の合計 5 人以上が必要である。  
(協力者の最低3人は、受付係、集合係、トイレ係を並行して担当)
- **必要最低限の協力者が集まらないのに、無理をして準備は進めない。進めるべきではない。安全を第一に運営する。**

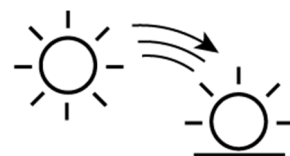
## 3. 災害発生時間帯ごとの避難所開設対応

- 「開設準備マニュアル」では、日中に災害が起きた場合の作業を記載するが、地震がいつ発生するかはわからない。
- 停電している場合は、日没後、特に建物の中は暗くなるため、受付や体育館内の居住場所を作るといった避難所開設準備は困難である。**建物の安全確認を開始できる時刻によって、どの程度の開設準備ができるかが異なる。**
- 以下は、六実第二小学校避難所で採用する運営方針である。

### 朝(明るくなってから)～日没の約 1 時間前まで

通常の手順通り、以下を実施する。

- ①建物の安全確認、②トイレ確保、③受付
- ④体育館内の居住場所配置



### 日没の 1 時間前～暗くなる前まで

- ①建物の安全確認、②トイレ確保
- ③受付は、避難者カードの文字が読み書きできる明るさならば行う。
- ④体育館内の居住場所配置は、**実施しない。**

避難者の方には、通路、入口前のスペース、トイレに行く通路を確保した上で、空いている場所で一時的に休んでいただく。



翌日明るくなってから、残りの開設作業を行う。

- 日没後、建物の中で作業できる時間は、夏場の晴天時は 30～60 分程度。
- 冬は少し短くなる。雨天などで日中から暗い場合は、さらに短くなる。
- 日没時間を把握して、暗くなる時間を見積もっておく。(下表「各月の 20 日頃のおおよその日没時刻」を参照)

各月の 20 日頃のおおよその日没時刻(松戸市)

| 1 月   | 2 月   | 3 月   | 4 月   | 5 月   | 6 月   | 7 月   | 8 月   | 9 月   | 10 月  | 11 月  | 12 月  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 17:00 | 17:30 | 17:45 | 18:15 | 18:45 | 19:00 | 19:00 | 18:30 | 17:45 | 17:00 | 16:30 | 16:30 |

### 暗くなってから～朝明るくなる前まで

- ①建物の安全確認、
- ②トイレの確保 (トイレは、避難者が 40～50 名程度ならば、当日の夜は体育館内のトイレ 1 か所でも応急的には対応可能と考えられる。)(「8 災害時のトイレの必要台数」を参照)
- ③受付は実施しない。(文字を書くのが困難なため)
- ④暗い中で区画割りを行うと転倒事故や混乱の原因になるため、体育館内の**居住場所配置は実施しない**。翌日明るくなってから、残りの開設作業を行う。
- ⑤LED ランタンを配置し、最低限の明るさを確保



## 4. 受付が必要な理由

大規模な地震の際は、六実六高台地域のように津波や洪水などの切迫した危険がなく、避難行動に時間的猶予がある市街地地域では、避難者を「受付」に並ばせ、名簿登録を経てから居住区画へ案内する手順が合理的である。内閣府「避難所運営ガイドライン」等の過去の災害知見から、主な理由は下記のとおり。

- **物資の適正配分**：世帯人数・要配慮者の有無を把握し、水・食料・物資を人数に応じて計画的に配布できる
- **要配慮者の早期発見**：高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などを把握し、福

祉避難室などの支援につなげられる。

- **安否確認・所在把握**: 誰がどこにいるか記録することで、家族・行政が安否を確認できる

※ 津波・噴火など切迫避難が必要な地域では、受付で足止めすること自体が命を危険にさらすため、受付は後回しにしている。

## 5. 体育館は土足厳禁

- 体育館は土足厳禁。

必ずスリッパ、上履きに履き替えてから体育館に入ること。学校校舎が使用できる場合も、学校校舎内も土足禁止。

もしもスリッパなどを持って来られなかった場合は、靴下または裸足で体育館に入ること。



- 感染症予防

靴の裏に付着した泥や砂には、動物のふん便などが付着していることがあり、屋外の有害な細菌やウイルスを屋内に持ち込む原因となる。土足によって床に落ちた乾燥した泥や埃が人の動きで舞い上がると、泥やほこりで生活環境が悪化し、衛生状態の悪化につながる。

- また、靴底に付着した小石やガラス片などが床に落ちると、その後スリッパや裸足で歩く避難者がけがをする危険もある(破傷風菌は土壌中に存在し、傷口から感染するため、床の異物によるけがは特に注意が必要)。
- 新聞紙などが用意できる場合は、簡易スリッパを作成して使用してもよい。
- 靴にビニール袋を被せる方法は、破れやすく、滑って転倒する重大な事故に繋がるため禁止とする。
- やむを得ず土足で体育館内に入る必要がある場合(救助活動、負傷者搬送など)は、必要最小限とする。

## 6. ペット同伴不可の理由

ペットは飼い主と一緒に避難所へ避難すること(同行避難)はできる。**しかし、避難者が生活する居住スペースでペットと同室で飼育すること(同伴避難)はできない。**

動物が苦手な方やアレルギーをお持ちの方への配慮、衛生管理、安全確保のため、避難所が定めるペット専用スペースで飼育する。

- 動物アレルギー・動物が苦手な人への配慮(共同生活空間である以上、避けられない人がいる)。
- 衛生面(鳴き声・臭い・毛等による生活環境の悪化、感染症リスク)。
- ペット自身の健康やストレス軽減の観点からも、人のスペースと分離する方が望ましい。

### 食料、しつけに関する、環境省のガイドライン抜粋:

飼い主は、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等はもちろんのこと、ペットが社会の一員としての適性をもつべきことを認識し、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理を行うことも飼い主の責務である。

### ペットを別室の建物の中で飼育できる避難所:

ペットを家族と考える避難者から、不安や不満の声がでることがある。野外で飼育することに抵抗がある場合は、ペットと同じ室内で飼育できる避難所はないが、避難所内の別室で飼育できる以下の避難所を案内する。

松戸市内:

- 和名ヶ谷スポーツセンター
- 小金原体育館

詳細は「10.連絡先」の「避難所」の項目を参照。

(※松戸市高柳クリーンセンター(六高台地区)は、解体・建替えのために、2026 年 3 月 31 日に、指定避難所を解除された。)

鎌ヶ谷市:

避難者と同室での飼育は不可。ペット受入可否は、各避難所の被害状況、スペース事情で、災害時にその都度判断される。

**ペット同伴不可の根拠**

- 環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省 自然環境局)  
[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/h3002/0-full.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002/0-full.pdf)

## 7. 補助犬の同伴が可能な理由

補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)は法律上「ペット」ではなく、車椅子などと同様の「補助具」扱いとなるため、**一般避難者の居住スペース(体育館内)への同伴・同居を完全に認める。**

ただし、動物アレルギーを持つ避難者との間で深刻なトラブルが発生する可能性があるため、**距離を離れた区画配置を行う。**

**根拠:**

- 身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)
- 障害者差別解消法  
「犬だから」という理由だけで一般のペットと同様に扱い、体育館への入場を拒否することは、この法律が禁じる「不当な差別的取り扱い」に該当。
- 内閣府の「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」  
障害者への合理的配慮、身体障害者補助犬への配慮を求めるガイド。

## 8. 災害時のトイレの必要台数

内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(令和6年12月改定版)では、能登半島地震を踏まえて、国際基準(スフィア基準)を取り入れている。

**災害発生当初: 約 50 人当たり 1 基**

**避難が長期化する場合: 約 20 人当たり 1 基**

(女性用対男性用の比率:3 対 1 が理想的)

- トイレの平均的な使用回数:1 日 5 回
- バリアフリートイレ(多目的トイレ)は、上記の個数には含めず、避難者の人数やニーズに合わせて別途確保する

### 二小での必要数

- 六実二小の避難所の避難者収容可能数は約 90 人である。
- 災害発生当日は、体育館内屋内の 2 基のトイレ(1 基は女性用、もう 1 基は男女共用)を使用し、携帯トイレの運用を徹底することで、応急的には約 90 人に対応可能と考えられる。
- しかし、夜間での大きな余震によって避難者が急増する可能性もあるため、余裕を持った運用を行う目的で、災害発生当日の日没前に、屋外にマンホールトイレ 1 基を設置する。(暗い中での設置作業は事故のリスクがあるため、日没後にはマンホールトイレは設置しない。)

### 車椅子用トイレについて

六実二小体育館入口には階段があり、バリアフリーになっていない。

車椅子を使用する避難者は、体育館屋内のトイレを介助者の支援を得て使用する。(車椅子での体育館入口の階段昇降は困難であり、屋外のマンホールトイレへの行き来は現実的ではない。)

### 過去の失敗事例

新潟県中越地震では災害用トイレが 100 人に 1 基の割合だったため「数が足りない」という苦情が多かった。また、トイレが不安で水を飲むことを控えた人

の割合は、小千谷市で 33.3%、川口町で 13.8%に上ったという調査結果もある。

## 9. 近隣避難所の開設状況確認方法

万一、避難所が開設できない場合は、近隣の避難所の開設状況を確認して、開設されている避難所へ避難者を案内する。確認方法を以下に記載する。

※ 松戸市は、開設できない、避難所が一杯などの状況で他の避難所との調整はしないので、自分達で移動先を探す必要がある。

### 松戸市内の避難所

#### 六実六高台地区専用のトランシーバー

直接に他の避難所と通信して開設できているか確認する。

#### 避難所直行職員の MCA 無線機 (Multi-Channel Access)

直行職員に依頼して開設状況を確認してもらう。

職員が携帯するのではなく、学校に配置されているらしい。★要確認

#### 防災無線(平常時は職員室保管)

学校関係者に依頼して、六実支所、または近隣小学校などに連絡して確認する。★要確認

#### 災害時優先電話 / 特設公衆電話

学校の職員室や事務室等に設置されているとされており、学校関係者に依頼して、六実支所などに連絡して確認する。災害時でも規制を受けにくい有線電話。★要確認

#### VACAN (バカン) (Web アプリ)

##### 避難所の開設・混雑状況配信サービス

スマホ、PC で開設、混雑状況を表示する。

```
https://vacan.com/map/35.78977000378842,139.927879974  
033,12?genre=evacuation-  
center&isOpendata=false&areaName=matsudo-city-evacuation
```



### 松戸市安全安心メール(登録制メール)

避難所開設情報を含む警戒レベル情報を配信する登録制メールサービス。

<https://plus.sugumail.com/usr/matsudo/home>



### 松戸市ホームページ

松戸市防災情報ページに地震・風水害等の対応状況(避難所開設状況含む)を掲載。

[https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/anzen\\_anshin/saigai/index.html](https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/anzen_anshin/saigai/index.html)



### 防災行政無線

市役所から無線を受信し、市内の拡声器で受信して音声で広報する。

### 防災行政用無線テレフォンサービス

防災行政無線の放送内容を無料で聞くことができる電話サービス(0800-800-9366)。放送を聞けない場合に有効。

### 災害時防災情報テレフォンサービス:

大規模災害が発生した際に「避難所の開設状況」や「被害状況」などの情報を提供する。0570-095-999(ナビダイヤル・通話料有料)

### 松戸市公式 X(Twitter)・公式 LINE

トップページで案内されている公式 SNS。

[https://x.com/matsudo\\_city](https://x.com/matsudo_city)



### NHK データ放送

チャンネルを NHK に合わせ、リモコンの d ボタン→「地域の防災・生活情報」で災害情報を確認できる。

### Yahoo!天気・災害の避難情報ページ

自治体の配信情報をそのまま表示する形で、避難所開設情報を確認できるページがある。(平常時は「開設情報はありません」の表示のみだが、実際に開設されれば反映される仕組み)。

[https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/anzen\\_anshin/saigai/index.html](https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/anzen_anshin/saigai/index.html)



### 停電情報ページ（東京電力パワーグリッド）

東京電力の停電情報



<https://teideninfo.tepco.co.jp/>



### 鎌ヶ谷市内の避難所

鎌ヶ谷市では以下の方法で広報します。

### かまがや安心eメール(登録制メール)

登録しているスマートフォンや携帯電話に、開設された避難所の名称や開設時刻が直接配信される。利用規約では「利用できる方は特に制限しません。誰でも登録していただけます。」となっており、松戸市民を登録可能である。

[https://www.city.kamagaya.chiba.jp/smph/anzen\\_anshin/bousai/indextop2/index.html](https://www.city.kamagaya.chiba.jp/smph/anzen_anshin/bousai/indextop2/index.html)



### 鎌ヶ谷市ホームページ

災害発生時は、市役所のトップページが自動的に「災害用特設トップページ」に切り替わる。そこに「現在開設中の避難所一覧」や「各避難所の混雑・受入状況」がリアルタイムで掲載される。

### 防災行政無線

市役所から無線を、市内の76箇所の拡声器で受信して音声で広報する。避難所を開設した際は、防災行政無線による周知が行われる。六実付近では聞こえない可能性が高い。

### 防災テレホンサービス

防災行政無線の放送内容を無料で聞くことができる電話サービス(0800-800-2760)です。放送を聞けない場合に有効。

### Yahoo!天気・災害の避難情報ページ

自治体の配信情報をそのまま表示する形で、鎌ヶ谷市の避難所開設情報を確認できるページが存在し(平常時は「開設情報はありません」の表示のみだが、実際に開設されれば反映される仕組み)。

### ※注意: MCA 無線機について

一般財団法人移動無線センター(MRC)の業務用無線通信サービスで、800MHz 帯の電波を使い、全国に配置された中継局(制御局)を介して広域通話を実現する仕組み。ただし、松戸市が使っている「800MHz 帯デジタル MCA」のサービスは 2029 年 5 月 31 日終了予定。

松戸市独自のデジタル防災行政無線(移動系)、IP 無線機(スマートフォン型端末)などへの更新が進むものと想定される。

# 10. 連絡先

## 松戸市への報告・連絡の拠点

避難所開設または、開設不可の場合の連絡先

| 施設名  | 所在地      | 電話番号                             | 備考     |
|------|----------|----------------------------------|--------|
| 六実支所 | 六高台 3-71 | 047-385-0113<br>FAX:047-385-1848 | 地域防災窓口 |

## 緊急連絡先

| 施設名              | 所在地          | 電話番号                         | 備考             |
|------------------|--------------|------------------------------|----------------|
| 松戸東警察署           | 八ヶ崎 4-51-9   | 047-349-0110                 |                |
| 六実消防署            | 六高台 7-94     | 047-383-0119                 |                |
| 千葉県営水道           | お客様センター      | 0570-001-245<br>043-310-0321 |                |
| 松戸市建設部<br>下水道維持課 |              | 047-366-7362                 | 下水道局           |
| 東京電力パワーグリッド      |              | 0120-995-007                 |                |
| 京葉ガス             | ガス漏れ通報専用ダイヤル | 0570-047931                  |                |
| 五香病院             | 五香8-40-1     | 047-311-5550                 | ※1 病院前救護所      |
| 六実第三小学校          | 六高台 3-141    | 047-384-3161                 | ※2 学校救護所       |
| 松戸市立総合医療センター     | 千駄堀 993-1    | 047-712-2511                 | 災害拠点病院、直接対応はない |

※1 病院前救護所：災害6時間後を目安に設置。72 時間で閉鎖予定

※2 学校救護所：軽傷の手当。災害後 24 時間を目安に設置。

## 六実・六高台地区の避難所

| 施設名          | 所在地          | 電話番号         | 備考                      |
|--------------|--------------|--------------|-------------------------|
| 六実小学校        | 六高台 4-131    | 047-387-9391 |                         |
| 六実第二小学校      | 六実 2-34-1    | 047-384-3011 |                         |
| 六実第三小学校      | 六高台 3-141    | 047-384-3161 |                         |
| 六実中学校        | 六高台 5-166-1  | 047-388-1190 |                         |
| 千葉県立六実高校     | 六高台 5-150-1  | 047-385-5791 |                         |
| 和名ヶ谷スポーツセンター | 和名ヶ谷 1360 番地 | 047-391-5990 | ※ ペット飼育場所:<br>体育室下1階駐車場 |
| 小金原体育館       | 小金原 6 丁目 4   | 047-341-2242 | ※ ペット飼育場所:<br>地下駐車場     |

※ペットは、人とは別の建物屋内で飼育ができる。

松戸市高柳クリーンセンター(六高台地区)は、解体・建替えのために、2026年3月31日に、指定避難所を解除された。

[https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/anzen\\_anshin/sonae/bousai\\_taisaku/20183.files/reiwahatinennsyuusei.pdf](https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/anzen_anshin/sonae/bousai_taisaku/20183.files/reiwahatinennsyuusei.pdf)

## 8 章 避難所の目的、体制

### 1.避難所の目的と役割

避難所は、被災者が一時的に滞在できる施設です。

避難所は、市、県、国からの物資支援体制が整った時点で、在宅避難者、車中泊被災者に対しても、食料等の必要な物資、支援情報等を提供する拠点となります。

### 2.避難所開設と運営の基本方針

避難所は住民の自治による開設・運営を基本とします。

避難所は被災者が暮らす場所と考え、自立支援、コミュニティ支援の場として取り組みます。

### 3.災害時の松戸市の体制と役割

災害時には松戸において「松戸市災害対策本部」が設置され、災害応急対策及び復旧対策を総合的に推進します。

松戸市の「避難所直行職員」は、避難所管理全般を支援します。地区の拠点である支所と連絡をとって、情報を収集・伝達し、物資等支援要請などを行い、避難者を支援します。

### 4.避難所運営委員会の役割

避難所では、発災直後から 3 日間(72 時間)の混乱期においては、住民自らが生き残るための最低限のことを、自分たちで最優先に行っていくための活動を行います。

そのために、事前に避難所となる施設、町会・自治会、自主防災組織等が一体となった『避難所運営委員会』を設立し、災害発生時に地域住民同士が連携しながら、主体として避難所を開設・運営を行う体制を整えます。

## 5.「平常時」と「災害時」の避難所運営委員会

### 「平常時」の六実二小・避難所運営委員会

- 避難所運営のマニュアルを作成し、施設利用、避難所運用ルールを決めます。地域住民・町会とともに訓練や会議を実施し、避難所開設・運営の準備を整えます。

### 「災害時」の六実二小・避難所運営委員会

- 災害発生時には、避難所運営委員会のメンバーが可能な限り参画して運営を推進しますが、避難者が主体的に運営することが期待されます。
- **過去の大規模災害事例：**責任者やリーダー不在で避難所が開設できない、または開設が遅れた事例が多く見られました。この教訓を活かし、原則として、災害発生後1～3時間を目安に開設準備を開始します。
- 避難所運営委員会の委員長やリーダーが不在の場合でも、メンバーがリードして、避難者の協力を募り開設準備をします。
- 過去の大規模災害の教訓から、特定の人に役割を固定した体制は、万一その人が来られなかった時に脆弱性を露呈し、全体の運営が停止します。特定の人間に依存せず、役割を固定化させずに、運営できることが理想です。

## 6.本資料の位置づけ

- 松戸市ホームページ「避難所運営委員会」のページでは、平常時に行うべき避難所運営の準備として「避難所運営委員会ごとの避難所運営マニュアルの作成、訓練等」を行うように案内されています。
- 松戸市の方針に従い、六実第二小学校避難所における役割分担、避難所固有の設備利用方法、具体的準備作業、ルールなどを定義したものが、本資料です。

## 7.参考資料

- 松戸市ホームページ「指定避難所」
- 松戸市ホームページ「避難所運営委員会」

### 3.別冊ガイド

- 松戸市ホームページ「避難所運営委員会～地域の共助による避難所の開設・運営に向けて～」
- 松戸市「避難所開設・運営マニュアル」
- 松戸市「地域防災計画(震災編)」
- 松戸市「震災廃棄物処理計画」
- 内閣府防災担当「避難所運営ガイドライン」
- 内閣府防災担当「在宅・車中泊避難者の支援の手引き」
- 内閣府防災担当「避難生活に係る現状と取組について」
- 内閣府「防災に関してとった措置の概況 令和7年度の防災に関する計画」
- 仙台市「避難所運営マニュアル」
- 熊本市「避難所運営マニュアル」
- 松山市「避難所運営管理マニュアル」
- トイレ研究所「災害対策トイレ情報ガイド」

## 8. 避難所内の役割分担

| 役割名                                                                                       | 役割                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本部(総務班)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所全体を統括</li> <li>・各班の報告を受け、指揮</li> <li>・居住スペース設置の指揮（協力者が設置）</li> <li>・避難所ルール策定</li> </ul> |
| 受付班      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の受付</li> <li>・外国受付と視力、聴力のサポート</li> <li>・名簿を作成</li> </ul>                                |
| 衛生班      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの運用、ゴミ分別処理</li> <li>・消毒などの衛生管理</li> <li>・体調不良者の対応</li> <li>・ペット同行避難者の対応</li> </ul>      |
| 情報班     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集、情報提供</li> <li>・必要な場合は現地で情報収集</li> </ul>                                               |
| 物資班    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事提供(炊き出し)</li> <li>・物資配布管理</li> </ul>                                                     |

渉外班： 対外調整が増加した場合に、対外対応の仕事を専任で行う



|                                                                                                   |                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難者            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会を基本にグループごとに避難所に滞在。</li> <li>・避難所の各班の作業や生活当番を担当。</li> </ul>                 |
| 避難所<br>直行職員    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所と松戸市との情報連携、要請や調整等。</li> </ul>                                              |
| 六実二小<br>施設管理者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所として利用可能な施設に関することを中心に、運営活動に携る。</li> <li>・避難者の居住スペースや共有スペースの調整など。</li> </ul> |

### 3.別冊ガイド

#### 変更履歴

|           |                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 2026/7/10 | 初版 1 章、水の使用優先順位                                 |
| 2026/7/20 | 1 章、2 章修正                                       |
| 2026/8/4  | 2026/3/31 に閉鎖された高柳クリーンセンターの避難所<br>名を、東部から高柳に修正。 |